

HIMOTOKI 利用約款

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

本約款は、当社が提供するクラウド型サービス「HIMOTOKI」(以下「本サービス」といいます)の利用条件を定めるものです。利用者は、本約款に同意の上で本サービスを利用するものとします。

第 2 条 (定義)

1. 「利用者」とは、本サービスの利用約款に同意し、本サービスを利用する法人または個人をいいます。
2. 「テナント管理者」とは、本サービスの利用契約を締結した法人または個人であり、HIMOTOKI の管理者をいいます。
3. 「ユーザーデータ」とは、利用者が本サービスを通じて登録・保存・送信する一切のデータをいいます。
4. 「本サービス」とは、当社が提供する SaaS「HIMOTOKI」にて提供される機能全般をいいます。
5. 「エージェント」とは、HIMOTOKI サービスで提供するエージェントをいいます。

第 3 条 (約款の適用・変更)

当社は、ウェブページにて 7 日間の予告期間を設けて利用者に事前通知することにより、本約款の全部または一部を変更することがあり、この場合、当該予告期間が経過した時点で、利用者には変更後の約款が適用されるものとします。改定後に利用者が本サービスを利用した場合、当該改定に同意したものとみなします。

第 2 章 サービスの提供

第 4 条 (サービス内容、サービスの再委託)

1. 本サービスは以下の機能を提供します。
 - ① エージェントから指定したモニタリング先までのネットワークパス監視機能
 - ② 指定した URL の WEB ページの読み込みを試行するページロード監視機能
 - ③ エージェントが導入された端末における無線環境の電波強度等を可視化する監視機能
2. 当社は、本サービスの改善の目的のため、本サービス内容の全部または一部について、追加、変更、改廃等を行うことがあります。当該追加、変更、改廃の内容は、当社が提供する手段により、通知するものとします。
3. 当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を、当社の責任において、第三者に業務委託することがあります。当社が本約款に基づき負う義務と同等の義務を当社の業務委託先に対して負わせ、これを遵守させるものとします。なお、当社は、業務委託先を会員様に事前に告知することなく変更する場合があります。

第 5 条 (利用環境の準備) 利用者は、本サービス利用に必要な通信機器、ソフトウェア、ネットワーク環境を自己の責任と負担で用意するものとします。

第 6 条 (本サービスに関する問い合わせ)

1. 当社は、本サービスに関する仕様または操作方法等に関する質問を、専用フォームにて利用者からのみ受け付けるものとします。
2. 本サービスのサポート範囲については、別途定めるサービス仕様書に記載の通りとします。
3. 利用者が個別に導入したサービス等に関する問い合わせ、本サービスと組み合わせて使用しているソフトウェア（当社が本サービスの一部として提供しているものを除く）に対する問い合わせ、当社サービス環境の内部構造に関する問い合わせ等、前項に記載された内容以外のサポートに関しては、行いません。

第 3 章 契約

第 7 条（契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する利用者は、当社所定の方法で利用申込を行い、当社がこれに対して承諾の通知をしたときに本サービスの申込が完了したものとします。なお、利用者は、本約款の内容を承諾のうえ、申込を行うものとし、利用者が申込をした時点で、当社は、利用者が本約款の全てに同意したものとみなします。
2. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用を承諾しないことがあるものとします。当社が申込を承諾しない場合には、当社は利用者に対し書面又はその他の方法でその旨を通知するものとします。なお、当社はその理由について一切の開示義務を負いません。
 - ① 利用者が虚偽の事実を申告したとき
 - ② 申込内容に不備・欠落等があるとき
 - ③ 利用者が本サービス利用料金の支払いを怠る恐れがあるとき
 - ④ 利用者が本約款等を遵守できないおそれがあるとき、または過去に当社との契約に違反したことがあるとき
 - ⑤ 利用者に対して本サービスを提供することが、当社の業務遂行に支障があると当社が判断したとき
 - ⑥ その他当社が不相当と判断したとき

第 8 条（契約期間と自動更新）

1. 本サービスの利用契約期間（以下「契約期間」といいます）は、申込が完了した日の属する暦月の翌月 1 日を契約開始日とし、契約開始日から 1 年間とします（以下「初年度契約期間」といいます）。
2. 初年度契約期間満了日の 1 か月前までに、利用者または当社のいずれからも、当社所定の方法による解約の意思表示がなされない場合、利用契約は、初年度契約期間満了日の翌日から起算して 3 か月間、同一条件にて自動的に更新されるものとします（以下「更新契約期間」といいます）。
3. 前項の更新契約期間についても、契約期間満了日の 1 か月前までに、利用者または当社のいずれからも、当社所定の方法による解約の意思表示がなされない限り、同一条件にて 3 か月間自動更新されるものとし、その後も同様とします。
4. 利用者は、契約期間中に本サービスの利用を解約する場合、契約期間満了日の 1 か月前までに、当社指定の様式により解約の申し出を行うものとします。なお、初年度契約期間中は、当社が別途認める場合を除き、解約することはできないものとします。

第 9 条（料金と支払）

1. 利用者は、別途定める料金プランに基づき、利用料金を当社の指定する方法で支払うものとします。

- 理由のいかんを問わず、既に支払われた利用料金については、法令により返金が義務付けられる場合を除き、返金を受けられないものとします。
- 利用者が利用料金の支払いを怠った場合、当社はサービス提供を停止または契約を解除できるものとします。

第 10 条 (当社による解除)

- 当社は、利用者が次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、相手方に何らの通知・催告を要せず直ちに本サービスの全部又は一部の提供の停止または本利用契約を解除できるものとします。
 - 本約款の定める義務に違反した場合
 - 当社に交付した手形、小切手又はその他の有価証券が、不渡りになった場合
 - 破産手続き又はその他の倒産手続きの申し立てがあった場合
 - 当社に対し虚偽の事実を申告した場合
 - 第 18 条に定める保証、表明に反する事実があったとき、又は確約に反する行為があった場合
 - 本約款に基づく債務を履行せず、当社から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しない場合
- 当社が本サービスを停止または本利用契約を解除したことにより利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害について一切の責任を負わないものとします。

第 4 章 利用者の義務

第 11 条 (アカウント管理)

- 利用者は、自己の責任においてアカウントおよびパスワードを使用および管理するものとし、第三者に利用させ、あるいは、貸与、譲渡、名義変更等をしてはならないものとします。
- アカウント等が利用者以外の第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合、利用者はテナント管理者に対してその旨を連絡し、速やかに該当のアカウント等の停止措置を行なう必要があります。原則としてアカウントの停止や変更の処理は当社では行いません。
- アカウント等の内容が利用者以外の第三者に知られたことにより発生した直接的、間接的、その他全ての損害について、当社は一切責任を負いません。また、これらの第三者の使用により発生した本サービスの料金についても全て利用者の負担とします。

第 12 条 (禁止事項)

- 利用者は以下の行為を行ってはならないものとします。
 - 第三者若しくは当社の知的財産権・産業財産権又はプライバシーその他の権利・利益を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
 - 第三者若しくは当社に不利益若しくは損害を与える行為又はその恐れのある行為 (これらの行為を第三者に行わせることを含みます。)
 - 犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為又はその恐れのある行為
 - 本サービスの運営を妨げる行為又はその恐れのある行為
 - 本サービスのネットワークまたはシステム、その他の設備に過大な負荷を与える行為
 - 法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為
 - 本サービスのエージェントまたは API を改変、逆アセンブル、リバースエンジニアリングする行為

- ⑧ 前各号に掲げる行為のほか当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、利用者が前項各号のいずれかに違反した場合には、直ちに無催告で利用者に対する本サービスの提供を停止し、当該違反により当社に損害が生じた場合には、利用者は速やかにその賠償を行う義務を負うものとします。

第 5 章 データの取扱い

第 13 条 (ユーザーデータの取扱い)

1. 利用者は、ユーザーデータのうち、利用者が重要と判断したデータ等を、自らの責任でバックアップとして保存するものとします。ユーザーデータの所有権は利用者に帰属します。
2. 利用者は、サービス利用契約が終了するときには、当社サービス環境に登録・保存したデータを、自己の責任と費用負担において、必要に応じダウンロードして取得するものとします。なお、利用契約が終了した後においては、解約前に当社サービス環境に登録・保存したデータを、参照・閲覧・操作・取得等することができないものとします。

第 14 条 (当社によるデータ利用)

1. 利用者は、当社が本サービス提供にて知得した利用者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき定義される情報を指し、以下「個人情報等」といいます。）、ユーザーデータ、事業者情報、本サービスに係る通信情報等（登録情報、本サービスに係る事務連絡内容、本サービスに係る質問や回答、検出された漏洩情報、アラート情報など）につき、当社および当社の業務委託先が、以下の目的で共同利用することに同意するものとし、共同利用の管理責任者は当社とします。
- ① 本サービスを提供するため
 - ② 本サービスに関するご案内、お問合せ等への対応のため
 - ③ 利用契約および本約款に関する通知のため
 - ④ 紛争、訴訟などへの対応のため
 - ⑤ 前各号に付随する本サービスの提供・維持・改善のため
 - ⑥ サイバー攻撃やサイバーセキュリティに係る情報提供のため
2. 前号の情報のうちユーザーデータについては、当社のサービス品質改善、機能開発、障害分析を目的として、利用者を特定できない状態にデータを加工した上で利用します。
3. 当社は、個人情報等につき、法令に従い適切に取り扱うものとします。

第 15 条 (機密情報の取扱い)

1. 本約款において、機密情報とは、機密である旨の明示とともに、書面、電子媒体、電子メール、口頭、視覚的手段その他の方法にて相手方に開示するすべての情報をいうものとします。
2. 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報から除くものとします。
3. 当社および利用者は、機密情報について厳にその機密を保持し、開示者の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示してはならないものとします。
4. 当社および利用者は、必要な範囲を超えて、機密情報の転写、複写、複製をしてはならない。なお、機密情報を転写、複写、複製した情報（以下「複製物」という）の管理についても、機密情報と同様とするものとします。

5. 当社および利用者は、機密情報を紛失させてはならず、又、破壊、改ざん等をしてはならないものとします。
6. 当社および利用者は、官公署等より法令に基づき機密情報の開示を要求された場合は、合理的な範囲内において機密情報を開示できるものとします。この場合、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を開示者に通知し、開示前に通知を行うことができない場合は 開示後速やかにこれを行うものとします。
7. 当社および利用者は、機密情報に接触しうる自己の役員、従業員その他の関係者（以下「開示対象者」という）を合理的な範囲で特定するものとします。
8. 当社および利用者は、開示対象者をして機密情報の機密保持に努めるよう管理監督する義務を負うものとします。
9. 当社および利用者は、機密情報に対する不正なアクセス及び機密情報の第三者への開示・漏えい等の防止のため、必要且つ十分な組織的、物理的及び技術的安全措置を講じなければならないものとします。
10. 当社および利用者は、開示対象者に対して、本約款に定める義務を十分に説明し、機密保持義務を遵守するよう教育訓練を実施する等、人的安全管理措置を講じなければならないものとします。
11. 当社および利用者は、本サービスが終了したとき、又は相手方から要求があるときは、直ちに機密情報（複製物を含む）を相手方の指示に従い、返還、消去、又は廃棄するものとします。

第 6 章 その他

第 16 条（免責）

1. 当社は、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、及び、法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます）がないことを保証しません。
2. 本サービスのシステム上に、エラーその他の不具合、瑕疵、ウィルス等の有害な内容が含まれていないことおよび、本サービスの利用が、第三者の権利を侵害するものではないことを保証しません。
3. 本約款で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の原因を問わず賠償の責任を負わないものとします。当社は、本サービスに関して、利用者と第三者との間において生じた紛争等について一切責任を負いません。
4. 当社は、以下の事由に該当する場合は、事前に利用者へ通知することなく、本サービスの提供を中断又は停止する場合があります。その場合、利用料金の返還は行わず、利用者に発生した損害の賠償責任を負わないものとします。
 - ① 火災、停電、天災地変等の不可抗力。
 - ② 当社が必要かつ適切とみなした場合のメンテナンス作業。
 - ③ 当社が利用するクラウドサービス等の監視基盤側のメンテナンス作業やトラブル。
 - ④ インターネット回線等の途中経路上のメンテナンス作業やトラブル。
 - ⑤ 利用者が、本約款利用約款に違反し、又は違反する恐れがあることが明らかであると当社がするとき。
 - ⑥ 当社が業務を行う上で重大な支障がある、又は重大な支障の生じる恐れがあると当社が判断するとき。
 - ⑦ 利用者が、本約款または法令に違反して、又は明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利

用したとき。

⑧ その他、当社が不適切と判断する行為を利用者が行ったとき。

5. 当社は、本サービスにより取得したデータについて、いかなる理由でデータが欠損した場合でも、欠損データ修復等の一切の責任を負いません。

第 17 条（知的財産権の帰属）

1. 本サービスにおいて使用または掲載されているプログラム、情報、内容、画像、映像、商標、ロゴマーク、文章及び他のコンテンツに関する著作権、特許権、ノウハウ、及び他一切の知的財産権は、特に明記されていない限り、当社に帰属します。

2. 利用者は、本サービスの本来の用途に従って、本サービスの利用者としての通常の方法によってのみ、前項の知的財産を利用することができ、いかなる方法でも、当社の許諾を得ずに、これらの一部または全部をそのままあるいは改変して転用、複製することを禁止します。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、過去、現在および将来にわたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます）に該当しないことを保証し、および暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為を行わないものとします。

2. 利用者が前項の規定に違反した場合には、当社は事前に通告することなく利用者の本サービス利用を停止し、または解約する等の措置を講じることができるものとします。これにより利用者に何らの不利益または損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 19 条（損害賠償）

利用者が、法令または本約款に違反し、または本サービスの利用に際して、当社または第三者に対して損害を与えた場合、利用者は直接・間接を問わず、その一切の損害を賠償するものとします。

第 20 条（協議）

本約款に定めのない事項および疑義の生じた事項については、当社および利用者が別途協議を行い円満に解決するものとします。

第 21 条（準拠法と管轄）

本約款に関する準拠法は日本法とし、本約款または本サービスに起因または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2026 年 3 月 27 日施行